

令和元年

南三陸町議会会議録

第7回臨時会 11月8日 開 会  
11月8日 閉 会

南三陸町議会

令和元年 11 月 8 日（金曜日）

第 7 回南三陸町議会臨時会会議録

令和元年第7回南三陸町議会臨時会会議録第1号

---

令和元年11月8日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

総務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
建設課長	三浦孝君
上下水道事業所長	佐藤正文君
教育委員会部局	
教育長	齊藤明君
教育総務課長	阿部俊光君
生涯学習課長	大森隆市君

事務局職員出席者

事務局長	三浦浩
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野寛和

議事日程 第1号

令和元年11月8日(金曜日) 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第110号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第111号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第112号 工事請負変更契約の締結について
- 第 8 選任第 1号 常任委員の選任

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

第7回の臨時会であります。本日も活発なご発言を期待いたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第7回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、14番後藤清喜君、15番山内昇一君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、令和元年第7回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第6回定例会以降における行政活動の主なものとして、台風19号への対応等について、ご報告を申し上げます。

非常に強い勢力を保ったまま本州に上陸した台風19号は、関東・東北の広い範囲に河川の氾濫による大規模浸水や道路等の決壊、土砂災害の発生等、甚大な被害をもたらしました。

本町においては、10月12日、台風の接近前において、気象情報の収集・把握を進め、自主避難所を開設するなど、災害予防対策を始め、大雨警報発表前となる午後4時には、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難者の受け入れ等を行ったところであります。また、本町の区域に土砂災害警戒情報が発表された後においては、災害対策本部を設置し、土砂災害警戒区域を有する行政区に対し避難勧告を発令するなど、必要な対応に当たったところであります。

10月12日から翌13日にかけての大雨と暴風は、本町設置の観測局において、秋雨前線による前日の降り始めから総雨量が304.5ミリとなったほか、最大時間雨量は49ミリを観測し、また、最大瞬間風速37.3メートルの風を記録しました。

この台風により、町内の各所において、河川の越水等による浸水や土砂崩れ、路面流出やのり面崩壊といった被害が発生しました。幸い、人的被害はなかったものの、床上浸水9件、床下浸水10件、その他一部被害5件の計24件の住家被害が生じ、大規模半壊1件、半壊10件、一部損壊13件として被害認定したところであります。

これら被害に加え、断続的な停電や入谷地区において断水が発生したほか、農地ののり面崩壊や土砂の流入、農業施設の損壊、カキ養殖いかだの破損等といった被害が確認され、公共土木施設関連や農林水産関連の概算の被害額としては、現時点で約34億2,000万円となっております。

台風19号による災害については、災害救助法が適用され、また、激甚災害としての指定もなされており、引き続き、国・県を初めとする関係機関とも連携の上、必要な対応を進めてまいります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時05分 休憩

---

午前10時50分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 5ページの入札結果について伺いたいと思います。

まず、上のほうのペレットボイラー新設設計調査業務について伺いたいと思います。これは平成の森管理棟のボイラーなのでしょうけれども、今後、老朽化したボイラーをペレットに積極的にかえていく考えがあるのかどうかだけ確認させていただきます。

第2点目なのですが、同じ下の戸倉の慰霊の場の設計業務について伺いたいと思います。最高額と最低額の開きが大分あるのですが、入札する際の想定されていた落札額というか、予定価格のようなものはあったのかどうかを確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） ただいまのペレットボイラー、ペレットを積極的に導入していくのかということにつきましては、当町といたしましては、震災後にバイオマス産業都市構想という部分を掲げておりますので、なるべく公共施設にはペレットを導入していこうということになっておりまして、教育分野でいいますと、戸倉小学校にペレットストーブが25台であるとか、あとコアラ館にも1台入っておりますし、生涯学習センターにも今後設置したいと考えておるところでございます。

平成の森につきましては、議員おっしゃったとおり、真空ボイラーの老朽化がかなり激しくて、改修工事を予定していたのですが、そこにペレットボイラーを導入できないかというような考え方のもとに、一度、経済比較と申しますか、費用対効果と申しますか、そういったものを調査してみようということで、今回その調査、設計の調査業務ということで入札を行ったということでございます。まだ導入するかしないかは、これからその数値を見ながら、新年度予算に反映させるかどうかでございますけれども、なかなか導入事例が南三陸病院しかございませんので、いろいろ数字を見ながら、町側としっかりした調整を図ってきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 入札の方法としてお答えしますが、予定価格は、基本それぞれの事業の予算がございまして、その予算の範囲の中で設計いたしまして、予定価格を設定し、実際に入札を行って、その金額が予定価格を下回った中から最も有利なものを選ぶと

いう方式になってございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長、この入札も予定価格が設定してあるということによろしいですか。

○総務課長（高橋一清君） 全ての入札において、予定価格を設定して行うというものになっております。

○議長（三浦清人君） 設計業務も。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 補足をさせていただきます。

いかなる工事、業務におきましても、予定価格を作成いたします。基準となるものは、建設課でいえば、国土交通省が定めております基準がございまして、それで全て価格を積算し、予定価格を求めているという状況でございますので、この事案におきましても、それぞれ当てはまる工種、項目を当てはめて、総額を積算いたしまして、実施しているということでございます。

それから価格が倍ほど違うという問題でございますけれども、基本的に震災前、大分仕事はかなり激減をしてきているということ、それと設計業務というのはほとんどほぼほぼ人件費でございます。それで各社やれる範囲において、コストダウンをした額を入札してくるのが当然でございますので、その結果、差が生じたものと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点目なのですが、今、答弁で調査中ということで、実際に導入すると決まったわけではないのですよね。そこはわかりました。そこで答弁、今回、教育関係だったのですが、簡単にでよろしいですので、今後、教育関係以外でもペレットボイラーの導入を進めていく部分が多いのかどうか、再度伺いたいと思います。

あと第2点目のこの入札関係なのですが、業務が2つに分かれていまして、そこで伺いたいのは、課長答弁があったのですが、人件費相当が結構あれするという事柄なのですが、300万円と600万円では、例えば設計する上での、私いつも言っているリサーチの部分とかの人件費が削減されているのではないかと思ひまして、その点、ものだけ設計して、地域の人たちがどのように使うかという、そういう部分のリサーチの部分も多分入っていると思うのですが、そういった部分が何か弱いような気がするのですが、そこで再度伺いたいのは、予定価格があるのですでしたら、今回のこの落札率でいくと、お答えいただけるのだったら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。



○企画課長（及川 明君） ペレットを今後も進めていくのかといったようなご質問でございますが、先ほど生涯学習課長が申し上げましたとおり、バイオマス都市産業構想の中の柱の町の施策としての一つでもありますので、今回は、たまたま平成の森のボイラー施設が更新時期を迎えているということもございまして、これまで更新事業にペレットボイラーというものを使ったことがないので、費用対効果も含めて算出する上で、一旦立ちどまった上で調査をしましょうというものでございますし、今後においても、公共施設等がボイラー施設が更新とか迎える場合は、そういった検討も行いながら進めていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 落札率。ないのな。（「ないです」の声あり） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

それでは、先ほどの9番今野雄紀君の質問に対しての答弁を願います。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 先ほどちょっと資料がないのでというお断りをしてしまいましたが、改めて戻りまして確認をさせていただきましたところ、健全な入札制度を維持する上での決め事として、国の法律に公共事業の入札及び契約の適正化に関する法律が定められておりました、その考え方に沿ってまいりますと、工事請負費250万円以上の事業については、議会のほうに報告をさせていただいております。ただ、いわゆる委託料に基づいて行う業務など、そういった部分については、残念ながら事後公表する仕組みになっておりませんで、現段階におきましては、お答えすることができない枠組みとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 済みません、正確な表現でなかった部分がありました。先ほどお答えした部分で、全ての入札について予定価格を設定しておりますと言ってしまいましたが、条例で定められている行為、工事請負費であったり、業務ごとに定められた金額以上のものは、入札によって行われます。この分については予定価格を設定しますが、見積もり徴取などで、随意契約などで行う場合、その金額を下回る場合、そういった場合には、予定価格ということは、一々は行っておりません。予算の範囲の中で執行するという仕組みになっておりますので、そこは正しく表現すべきでしたので申し上げます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ただいまの課長の答弁で、落札率というか事後の公表はできないという、そのところはわかりました。いろいろ役所なりの取り決めがあつてのことだということはおわかりいただけますけれども、そこで伺いたいのは、今回、こういった600万円と300万円の差、それはどういった委託内容かあれなのですからけれども、デザインの部分というのが結構入っていると思うのです。そこで最後に伺いたいのは、安心安全な町に対する頑丈・丈夫なやつも必要なのではと思うけれども、今後、いろんな集客、その他で、デザインの部分ということも大切だと思います。昨今、きのうの新聞のチラシ等にもいろいろそういった講座等が入っていましたけれども、そこで最後に伺いたいのは、町長に、このいろんなものをつくったり、設計する上でのデザインということに対する所感というか、そういったものを簡単に伺っておきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） デザイン。（「答えようがない」「もう一回いいですか」の声あり）はい。

○9番（今野雄紀君） 今回、300万円と600万円の入札の差があるのですけれども、その間の部分にデザイン的な部分の金額も入っていると思うのですけれども、それに関して、今後、いろんなものをつくっていく上でのデザインに対する基本的な考えというか、そのところを伺いたかったのですけれども。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

---

午前11時26分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

1点だけお伺いいたします。

この工事名の4ページの石泉線の道路改良工事ですけれども、工事費延長96.3メートルとあるわけですけれども、この工事概要を見ますと、片側コンクリートブロック工75.8メートルとありますけれども、4メートル幅員するということは、現道ではなくて拡張だと思われますけれども、場所として、旧石泉集会所の、そこから部落に入っていく道路だと思われますけれども、用地買収、そこ終わっているのか、この概要を見ますと、田んぼ側にブロックを積むような概要なのですからけれども、山側だと削っていきやすいのかなという思いがあります

けれども、用地は何人にわたって用地買収は終わっているのか、その辺をお伺いいたします。

それからこの様式なのですけれども、前回はたしか言ったと思いますけれども、ほとんど消費税抜きで入っているのですけれども、契約金額が消費税含むということになっているので、もしできれば要望として、これ全部消費税抜き、どっちかにしていただけると、見る側として惑わなくて見られるので、その辺も今後、検討していただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 石泉線につきましては、用地関係者2名いらっしゃいまして、既に契約済みで、土地は取得をしております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 場所は今わかったのですけれども、要望とそれから田んぼ側なのか山際なのか、その辺、工事内容を説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 地元要望につきましては、山側を掘削していただきたいという要望でございましたが、地形が急なので、もしそれをやるとなると、30メートル以上ののりが発生をして、工事費も億単位でかかるということでありましたので、残念ながら水田側に広げさせていただいて、ブロックでのりをとめるという工事内容でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何メートル幅が幅員になるのか、かえってこっちのほうがかかる。素人考えですけれどもね。何メートル幅員が拡幅なるのか、その面積にもよりますけれども、そう思うのですけれども。地元の方はやはり山岸をという要望があったという話なのですけれども、それが妥当なのかと思われましてけれども。その辺、もう一度。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど申した、山側を削ると間違いなく30メートル以上ののりができるということと、それから工事期間中は通行どめをしなければならぬと。半年になるか1年になるかわかりませんが、その間、通行が不可能になりますので、それを考えた場合、田んぼ側に広げるのが最善だろうと判断をしております。車道幅員でございますが、有効幅員については5メートルでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）これで行政報告を終わります。

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第110号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第110号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、令和元年度町道蒲の沢2号線ほか1路線道路改良工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第110号の細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料の6ページをお開き願いたいと思います。

工事名につきましては、令和元年度町道蒲の沢2号線ほか1路線道路改良工事でございます。工事場所につきましては、志津川字蒲の沢地内。

工事概要でございますが、延長約500メートル、幅員を5メートルに改良するものでございます。

入札執行日につきましては、令和元年10月24日、制限つき一般競争入札を執行してございます。

入札参加者は、記載の2者となつてございまして、以下7から13まで入札状況を記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

工事期間につきましては、本契約締結日の翌日から令和2年3月25日としてございます。

7ページに平面図がございますので、お開き願いたいと思います。

図面左側が国道45号、右側が荒砥地区でございます。今回、工事いたしますのは、荒砥地区と防集団地を結ぶ区間の約500メートルでございまして、ピンクで塗られている場所が区間でございます。幅員は標準断面がございますとおおり、5メートルとなつてございます。この工事の完成によって、県道と防集団地が幅員5メートルの幹線道路で結ばれるということになります。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。あ

りませんか。「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。「なし」の声あり）

これより議案第110号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第111号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第111号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

町長、説明。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第111号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成30年度港橋（撤去）橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

港橋の撤去工事につきましては、今回300万円ほど減額とし2億1,835万9,000円とするものでございます。

議案関係参考資料の9ページをお開き願いたいと思います。

橋梁一般図を載せてございます。図面上段が当初発注時の想定したものでございまして、実際工事をしたところ、左右岸にございますA1、A2橋台の形状が違っていたということが改めて確認できましたので、橋台の掘削ボリュームの増、それからそれに伴う仮設工の増、そのほか、誘導員の減などなどを総合しますと、今回、300万円ほどの減という形になってございます。工事は、ほぼほぼ終了という状況でございます。

以上で、細部説明とさせていただきますので、よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第111号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第112号に入ります前に、6番佐藤正明君より退席の申し出がありますので、許可をいたします。

---

#### 日程第7 議案第112号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第112号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

町長、説明。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第112号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成30年度志中大橋（撤去）橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願いたいと思います。

今回、2,874万円余りを減額し、契約額を1億8,725万2,000円ほどに変更契約するものでございます。

議案関係参考資料の12ページをお開き願いたいと思います。

志中大橋の解体撤去につきましては、当然、資料があれば、こういう大きな変更はなかったのですけれども、資料が全て流出をしたということで、一般的な考えをもとに、当初、想定断面を決定し、工事を発注してございました。それが、上段の図面でございます。施工する

に当たり、現場等を確認した結果、下段のような形状であることが判明しておりますので、途中で工法等の変更もしてございます。

1点目、左側の橋台が大きく、高さが減となってございますので、まずもってこの仮締切については矢板の長さが違ってきてございます。当初は16メートルの矢板を打ち込んで、それで仮締切をして解体をするということで考えてございましたが、それほど長い矢板も要らないということがわかりましたので、実はこの分で大きな減となっております。仮設工で約2,000万円の減という状況でございます。それから当然、コンクリートのボリュームが減少してございますので、取り壊し工につきましては、約200万円の減と。一方で、上部工の解体については、量がふえてございますので、約200万円の増となっております。それらを総合いたしますと、2,800万円ほどの減という結果となっております。いずれこういう大きな減額となることは、一般的にはないわけですが、基本的には右岸側の橋台の形状が余りにも浅過ぎるという状況でしたので、結果として大きな減となっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今回の志中大橋ですけれども、こういった減額わかりました。そこで関連で伺いたいのですけれども、さきの港橋、あと小森のところの橋についての関連で伺いたいのですが、港橋は同僚議員が最後まで抵抗してこういった形になったわけですけれども、そこで伺いたいのは、安心安全なまちづくりにおいて、この橋なのですけれども、もともと流されることを想定にした橋もあるということを聞いていますけれども、そういった形の橋とか、今後、当町で導入していく考えがあるのかどうか、検討できるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 済みません、私も知識が少ないものですから、流されることを前提にという橋はちょっと存じておりませんので、知っているのは、四万十川にある沈下橋と水位が上がっても流されない橋というのは存じてございます。ただ、これは河川管理者の協議が十分必要なので、水に潜ったときに、当然、物もひっかかるということになりますので、当然、水位も上がるということを考えれば、なかなか沈下橋を認めるというのは、河川管理者からすればかなり難しいのだろうと。それと、県内には多分沈下橋というのはない、河床路はございますが、沈下橋はないということはお理解お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私もこういった質問をしていて、課長の答弁、沈下橋が出ることと  
思っていました。

そこで伺いたいのは、こういった大きい川だけではなくて、昨今、滝浜で流されたようなあ  
いいた橋等、個人でできるような橋も含めてなのですからけれども、流されてもいい橋とい  
うか、何かで押さえておいてまた流されたら簡単に復旧できるという、そういう手法の橋も導  
入すれば、今後、大きな台風等災害があつて、復旧も早いのではないかという、そういう思  
いからなのですからけれども、そういう観点からの前向きな検討はできるのかどうかだけ伺っ  
ておきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的には、流されないことを今、想定をして設計基準ができてお  
りますので、流されることを前提にというのは、なかなかそれは制度的に難しいのだらうな  
と思ひます。個人の私的な橋であれば、多分一番お金がかかるのが主桁の部分ですので、主  
桁が変形せず余り遠くに流されないようにする仕組みは多分可能だと思ひますが、行政側と  
してそのような橋をつくるのは、余り好ましくないことだと考へてござひます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質  
疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第112号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

佐藤正明君が着席いたしました。

---

#### 日程第8 選任第1号 常任委員の選任

○議長（三浦清人君） 日程第8、選任第1号常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議  
長において、5番後藤伸太郎君、11番星 喜美男君、12番菅原辰雄君、14番後藤清喜君、15  
番山内昇一君、以上の5人は総務常任委員に、2番倉橋誠司君、3番佐藤雄一君、6番佐藤  
正明君、8番村岡賢一君、9番今野雄紀君、以上の5人は産業建設常任委員に、1番須藤清



孝君、4番千葉伸孝君、7番及川幸子君、10番高橋兼次君、13番山内孝樹君、以上の5人は民生教育常任委員にそれぞれ指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

なお、任期につきましては、令和元年11月13日からとなりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和元年第7回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時47分 閉会